

## 高知県種苗確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県種苗確保事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び補助対象事業)

第2条 県は、栽培漁業を通じて本県の沿岸漁業を振興するため、高知県漁港漁場協会（以下「補助事業者」という。）が行う種苗確保事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。

区分	経費の内容	補助率
ヒラメ放流用種苗購入経費	ヒラメ放流用種苗	定額（1尾当たりの購入価格から62円を差し引いた額）
エビ類放流用種苗購入経費	クマエビ放流用種苗	定額（1尾当たりの購入価格から0.6円を差し引いた額）
放流用種苗運送費	購入したヒラメ・クマエビ放流用種苗の運送に係る経費	定額
事務費	公租公課、郵送料及び振込手数料	定額

(補助金の交付の申請手続及び決定の通知)

第4条 補助事業者は、前条に規定する補助事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

3 知事は、前項の規定により交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

4 補助事業者は、第1項の補助金交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

- (1) 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類等を補助金の交付決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 知事は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は県職員に帳簿等その他の関係書類を検査させることができること。
- (3) 補助事業を行うために締結する契約等については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業者は、県税の滞納が無いこと。ただし、県税の納税義務がない場合を除く。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、知事が別に定める基準に基づき、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

#### （補助金の変更交付）

第6条 補助事業者は、第4条第2項の規定により交付決定された補助金の額を増額又は30パーセントを超えて減額する場合は、別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。

#### （補助金の交付の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、補助金の交付を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

#### （概算払）

第8条 知事が必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払により支払うことができるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付の請求をしようとするときは、別記第4号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

#### （実績報告書）

第9条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、その完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起

算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに別記第5号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度内に補助事業が完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- 2 補助事業者は、第4条第4項ただし書きの規定により交付申請した場合において、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第4項ただし書きの規定により交付申請した場合において、第1項の補助金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに任意様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第10条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反した場合
- (3) 補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

2 知事は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業者又は補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和4年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第1号、第2号、第6号から第8号まで、第9条第3項、第10条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月27日から施行する。

別表（第4条、第5条、第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者という。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。